

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告示

- 患者又は疑似患者の発見について届出があった件
○家畜等の移動等を禁止する件

告示

福島県告示第七百八十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患者又は疑似患者となったことの発見について次のとおり届出があった。

令和四年十二月七日

福島県知事 内堀雅雄

| 病名 | 畜種 | 患者及び疑似患者の区分 | 発見羽数 | 発見の場所 | 発見年月日 | 摘要 |
|--------------|----|-------------|-----------|-------|-----------|-----|
| 高病原性鳥インフルエンザ | 鶏 | 疑似患者 | 約一〇四、〇〇〇羽 | 相馬郡 | 令和四年十二月七日 | 殺処分 |

（畜産課）

福島県告示第七百八十五号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則（昭和四十三年福島県規則第四十七号）第三条の規定により、移動等（移動、移出及び移入をいう。以下同じ。）を禁止する家畜等（家畜若しくはその死体又は当該家畜に

かかる家畜伝染病の病原体をひろげるおそれのある物品をいう。以下同じ。）の種類及び県内の区域を次のとおり指定する。

令和四年十二月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 移動等を禁止する家畜等の種類 鶏
- 二 移動等を禁止する県内の区域
- 移動を禁止する区域 次の図のとおりとする。
 - 移出を禁止する区域 次の図のとおりとする。
 - 移入を禁止する区域 次の図のとおりとする。
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部生産流通総室畜産課に備え置いて縦覧に供する。）

（畜産課）